

平成31年度兵庫県中小企業融資制度の主な変更点

融資利率は、平成30年度から変更ありません。
(ただし、年度の途中で見直すことがあります)

1 「設備投資促進貸付—就労環境・福利厚生充実貸付」の新設

社員寮、食堂や休養室及び事業所内保育施設等の整備を促進し、就労環境や福利厚生の充実を図るため、低利の貸付を新設しました。

- 対象者 雇用する労働者のための事業所内の就労環境改善及び福利厚生のための施設の設置又は設備等の整備を行う者
- 資金使途 設備資金及び運転資金
- 限度額 1企業 3億円
- 期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 利率 年0.45%

2 「新技術・新事業創造貸付—新技術・AI・IoT促進」の要件拡充

人手不足により悪化した収益を改善できる、AI・IoTなど生産性の高い設備の導入促進のため、生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき市町長の認定を受けた「先端設備等導入計画」により先端設備等の導入を実施する者を融資対象者に追加しました。

- 対象者 (追加) 生産性向上特別措置法に規定する「先端設備等導入計画」により先端設備等導入を実施する者
- 資金使途 設備資金及び運転資金
- 限度額 1企業・1組合 2億円
- 期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 利率 年0.70%
- 信用保証 先端設備等導入関連保証（保証料率0.70%）が利用可

3 「経営革新貸付（事業承継）の融資対象者拡充

従業員や社外への事業承継を円滑に行うため、「法の認定を受けた事業承継を行おうとする中小企業者及び個人」を融資対象者に追加しました。

4 阪神・淡路大震災に係る兵庫県・神戸市の「緊急災害復旧資金」等の融資期間延長

平成7年に実施した阪神・淡路大震災に係る融資について、被災中小企業者の返済負担を軽減するため、融資期間を延長することとしました。

- 対象となる融資 (兵庫県) 緊急災害復旧資金
(神戸市) 震災復旧緊急特別資金融資・震災復旧特例無担保無保証人融資
- 融資期間 (現行) 25年以内 → (改正後) 30年以内

5 その他（各様式における年号の記載）

各様式について、元号の変更が予定されていることから、「平成」の表記を削除しています。
年号の記載は、和暦・西暦のどちらでも可としますが、わかりやすい表記とするため、和暦で記載する場合は「(元号)〇〇年」、西暦で記載する場合は「20〇〇年」としていただくようお願いいたします。

中小企業融資制度一覧表

資金名		H30からの変更点					
事業展開融資	新分野進出資金	第二創業貸付	なし				
		事業応援貸付	なし				
		経営革新貸付	融資対象拡充				
		海外市場開拓支援貸付	なし				
		新技術・新事業創造貸付	融資対象拡充				
	設備投資資金	設備投資促進貸付	なし				
		就労環境・福利厚生充実貸付	新設				
	立地資金	拠点地区進出貸付	なし				
		産業団地進出貸付					
	観光・商業資金	商店街活性化貸付		なし			
		空き店舗等再生貸付					
		観光等設備貸付					
	ユニバーサル資金	観光等雇用対策貸付			なし		
ユニバーサル推進貸付							
開業資金	新規開業貸付	なし					
	経営者保証免除貸付						
	再挑戦貸付						
経営安定融資	経営安定資金					経営円滑化貸付	なし
						危機対応貸付	
						連鎖倒産防止貸付	
			金融変化対策貸付				
			企業再生貸付				
	経営力強化貸付						
借換資金	借換等貸付		なし				
一般事業資金	長期資金			なし			
	短期資金						
	小規模資金				小規模無担保貸付		
		無担保・無保証人貸付					
特別小規模貸付	なし						
経営活性化資金							
神戸市独自資金※		こうべ挑戦企業支援貸付	対象者一部廃止				
		こうべ経済変動対策貸付	なし				
	借換等貸付－こうべセーフティ過去分（融資後2年未満）	廃止					
	こうべ季節貸付	なし					
	小規模無担保貸付－こうべ小規模無担保・無保証人貸付－こうべ無担保						
	特別小規模貸付－こうべおうえん						
	こうべ若者支援貸付						

※ 神戸市独自資金は神戸市が制度設計を行っております。一部資金の保証料を神戸市が負担していますほか、納税証明書の添付が必要な点等にくれぐれもご留意ください。